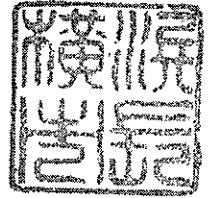


政基第209号

平成24年11月21日

関東財務局長
菅野 良三 様

横浜市長 林 文子



旧小柴貯油施設の無償貸付による処理について（回答）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の返還財産につきましては、戦後から施設が米国に提供され、昭和56年のタンク爆発火災時には周辺地域に大きな影響を及ぼすなど、長きにわたり市民の皆様は様々な負担を強いられてきました。

平成17年の施設返還以降、本市は貴重な空間資源として有効活用すべく公園利用を国に示し、継続して無償利用や工作物等の適切な対処について、「国の制度及び予算に関する提案・要望」を行ってきました。また、地元の方々をはじめ、市民の皆様からも早期に開放することが求められています。

本市としては、旧小柴貯油施設の特異性を踏まえ、今後、無償貸付契約の締結にあたっては、

- 1 新たな工作物等が発見されるなど不測の事態が発生した場合は個々具体的に協議の上その取扱いを決定していくこと。
- 2 地下タンクなど特殊な工作物の対処には長期間要することが想定されるため、段階的な整備による部分供用を認めるとともに、供用開始までに十分な期間を確保すること。

などを契約内容に反映するよう申し入れた上で、平成24年8月31日付関財国調3第87号による貴局の御提案を受け入れます。

今後は、早期に都市公園の整備を目指すという本市の利用計画に沿って、国有地処分の手続きをさらに進めて頂くようお願いいたします。

担当 政策局基地対策課担当課長 平山

電話 045-671-2060

ファクス 045-663-2318